

議事日程

守口市門真市消防組合議会定例会

平成二十七年十二月二十五日（金）

午前十時開会

日程	事件番号	事件名	備考
第一		会期について	
第二	報告第一号	専決処分の報告について	
第三	認定第一号	平成二十六年守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	
第四	議員提出議案第一号	守口市門真市消防組合議会規則の一部を改正する規則案	
第五	議案第五号	平成二十七年守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）	
第六	議案第六号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	
第七	議案第七号	元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例案	

平成二十七年十二月二十五日

守口市門真市消防組合議定会定例会會議録

守口市門真市消防組合議会定例会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

日程第七 議案第七号

元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例案

○ 議事日程

平成二十七年十二月二十五日(金) 午前十時開会

○ 出席議員(十五名)

日程第一	会期について	一 番	松本京子議員
日程第二	専決処分の報告について	二 番	池田治子議員
日程第三	平成二十六年年度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について	三 番	大倉基文議員
日程第四	議員提出議案第二号 守口市門真市消防組合議会規則の一部を改正する規則案	四 番	豊北裕子議員
日程第五	議案第五号 平成二十七年年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)	五 番	戸田久和議員
日程第六	議案第六号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案	六 番	高橋嘉子議員
		七 番	吉水丈晴議員
		八 番	大藤みつ子議員
		九 番	西尾博道議員
		十 番	竹内太司朗議員
		十一 番	松本満義議員
		十二 番	池嶋一夫議員

十三番 阪本 長三 議員
 十四番 竹嶋 修一郎 議員
 十五番 澤井 良一 議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管 理 者 西 端 勝 樹
 副 管 理 者 園 部 一 成
 副 管 理 者 泉 谷 延
 消 防 長 児 玉 勝 美
 次 長 稲 田 英 之
 次 長 熊 本 正 雄
 守 口 消 防 署 長 日 比 敏 夫
 門 真 消 防 署 長 前 嶋 文 夫
 総 務 課 長 久 野 隆 博
 予 防 課 長 池 邨 行 弘
 警 備 課 長 好 川 和 彦
 司 令 課 長 西 尾 秀 昭
 特 別 救 助 隊 長 土 井 義 治
 会 計 管 理 者 福 井 光 治

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市市民生活部長 神野 浩一
 守口市危機管理課長 西端 義晶
 門真市総務部長 重光 千代美
 門真市危機管理課長 石丸 琢也

○ 議会事務局出席職員

総務課 参事 中田 一人
 総務課 課長補佐 降幡 博
 総務課 主幹 山口 智也
 総務課 総務係長 阪本 利弘
 総務課 総務係主任 馬場 大輔
 総務課 総務係 中谷 全利

~~~~~

午前十時開会

○ **大藤みつ子議長** これより組合議会定例会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして、深く敬意を表す次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ **西端勝樹管理者** 議長

○ **大藤みつ子議長** 西端管理者

○ **西端勝樹管理者** 改めましておはようございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切なる御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます次第でございます。

なお、管理者の属する市の副管理者につきましては、泉谷副市長が九月二十四日付けで就任し、担当いたすこととなりましたので、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

さて、本定例会におきましては、専決処分等の報告を初め、平成二十六年年度会計歳入歳出決算の認定、平成二十七年年度補正予算及び条例に関し、御審議をお願いするところであります。よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **大藤みつ子議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **中田一人総務課参事** 御報告申し上げます。

本日は、十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **大藤みつ子議長** 定足数は超えておりますので、会議は成

立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番池田議員、十四番竹嶋議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。日程に先立ち、御報告申し上げます。

まず、行政視察の結果について、各視察議員から議長あて報告がなされており、かつ、お手元配付の印刷物のおおりに、これらの概略報告をいたしておりますので、これをもって視察結果の報告に代えさせていただきます。

次に、監査委員から、去る七月から十一月までに行われました「例月出納検査の結果について」文書をもって報告がなされております。

以上で報告事項を終わります。

これより日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第七、議案第七号「元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例案」までの計七件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日と

いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、報告第一号「専決処分報告について」を議題といたします。

○ 十一番 松本満義議員 議長

○ 大藤みつ子議長 十一番松本議員

○ 十一番 松本満義議員 この際動議を提出いたします。

ただいま上程されました報告第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されんことを望みます。

○ 大藤みつ子議長 ただいま十一番松本議員から、報告第一号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 報告第一号

専決処分の報告について

次の事件を地方自治法第七十九条第一項の規定により急  
施専決したので報告し、承認を求めます。

平成二十七年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、報告第一号「守口市門真市

消防組合消防職員の退職手当に関する条例の一部を改正  
する条例」につきまして、条例の改正内容及び専決処分  
をいたしました理由を御説明申し上げます。恐れ入りま  
すが、お手元の付議事件報一一を、あわせまして、参  
考資料報一一を御参照願います。

国におきましては、「被用者年金制度の一元化等を図る  
ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が本年十  
月一日より施行され、これまで共済年金に加入しておりま  
す、国、地方等の公務員も厚生年金に加入することとなり  
ました。

この施行に伴いまして、引用しております地方公務員等  
共済組合法等の諸条項が削除されますことから、所要の改  
正を行ったものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。  
本条例中、第三条第二項に規定する傷病の定義につきま  
しては、地方公務員等共済組合法を引用しておりますが、  
法律の改正に伴いまして厚生年金保険法を引用するように  
改めたものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成二十七年十月一日  
と定めたものでございます。

退職手当の支給につきましては、職員が退職した日から  
起算して、一箇月以内に支払わなければならないことを規  
定しておりますことから、早急に条例を改正する必要があ  
り、組合議会を開催するいとまがなかったため、専決処分  
とさせていただきます。

以上、専決処分の理由とさせていただきます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。これより質  
疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終  
結いたします。

これより討論に入ります。

以上

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終  
結いたします。

○ 久野隆博総務課長 議長  
○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

これより報告第一号を採決いたします。本件を承認する  
ことに異議ありませんか。

○ 久野隆博総務課長 それでは、認定第一号、平成二十六年  
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算について、御  
説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件、  
参考資料認一―一、認定第一号関係参考資料をお開き願  
います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、さよう決  
しました。

まず、歳入でございますが、歳入総額は三十六億五百七  
十萬九千七百八十円で、前年度と比較いたしましたして十五・  
六%の減となっております。

次に移ります。日程第三、認定第一号「平成二十六年  
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の認定について」  
を議題といたします。

また、歳入の九十五・九%を占めます分担金につきまし  
ては三十四億五千七百七十八萬八千円で、前年度と比較い  
たしまして三・一%の減となっております、両市の分担比率に  
つきましては、守口市が五十三・三%、門真市が四十六・  
七%でございます。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 認定第一号

平成二十六年  
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算の  
認定について

平成二十六年  
度守口市門真市消防組合会計歳入歳出決算を  
地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百三十  
三条第三項の規定により議会の認定に付する。

平成二十七年  
十二月二十五日提出

次に、歳出でございますが、歳出総額は三十五億八千八  
百五十七萬三千八百六十二円で、前年度と比較いたしまし  
て十四・三%の減となっております。

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

続きまして、認一―二をお開きいただきたく存じます。



歳出におきます経費の分析でございますが、人件費が八十九・一％、物件費が三・九％、投資的経費が一・七％、その他の経費が五・三％といった構成比率となっております。

歳出の大部分を占めております人件費につきましては、三十一億九千六百三十七万六千九百三十九円となっており、前年度比三千三百八十二万六千四百三十六円、率にいたしまして一・一％増加いたしております。増加いたしました主な要因といたしましては、「消防職員の給与の臨時特例に関する条例」により、給料の一般職給及びそれに伴う職員手当等の削減措置期間の終了によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の決算書二十一ページをお開き願います。

一款議会費及び二款総務費につきましては、特段申し上げることはございません。

次に、二十四ページの三款消防費につきましては、三十四億六千四百八十八万四千九百九十五円で、執行率が九十九・六％となっております。

続きまして、二十五ページ、九節旅費のうち研修旅費に

つきましては、消防大学校を初め、各種専門教育機関に入校させております研修派遣に要しました費用でございます。次に、二十六ページ、十一節需用費八千五百四十五万四千二百四十二円のうち消耗品費につきましては、職員貸与被服、消耗資器材等の購入費でございます。また、修繕料につきましては、消防庁舎、消防車両及び消防機械器具の修繕等に要しました費用でございます。

十四節使用料及び賃借料のうち使用料は、百十九番回線及びデータ通信専用回線の使用料が主なものでございます。土地家屋賃借料につきましては、守口本署及び上野口、葺島両出張所の土地の賃借料でございます。

続きまして、二十七ページ、十五節工事請負費は、消防本部及び守口本署の浴室等改修工事並びに上野口出張所の事務所内装及び土間改修工事に要しました費用でございます。

十八節備品購入費のうち事業用器具費につきましては、消防用ホースを初め、各種警防、救急資器材の購入費でございます。

十九節負担金、補助及び交付金のうち負担金につきましては、大阪航空消防運営費、救急安心センターおおさか運営費、大阪府防災行政無線整備費等に対します負担金でござ

ございます。また、研修負担金につきましては、先ほど、研修旅費でも申し上げましたとおり、消防大学校及び各種専門教育機関での研修に要しました費用でございます。

続きまして、二十八ページ、二目消防施設費の十五節工事請負費は、消防本部の東側屋内階段内装改修工事及び千石出張所の車庫内装改修工事に要しました費用でございます。

十八節備品購入費、自動車等購入費につきましては、消防本部配備の指令車、人員搬送車、指揮調査車、事務連絡車、千石出張所配備の救急車の計五台を更新整備したことによるものでございます。

引き続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、十五ページにお戻りいただきたいと存じます。

一款分担金及び負担金は、三十四億五千七百七十八万八千円が調定、収入されております。守口市分担金が十八億四千二百八十二万八千円、門真市分担金が十六億千四百九十六万円となっております。

次に、十六ページ、三款の府支出金でございますが、府立消防学校教官派遣に伴います府負担金及び大阪航空消防運営費負担金に対します府補助金でございます。

続きまして、四款財産収入でございますが、特殊車両整備積立基金利子及び廃車売却収入でございます。

次に、十八ページ、七款組合債でございますが、指揮調査車、人員搬送車及び救急自動車の購入並びに大阪府防災行政無線の整備に対しまして、四千八百七十万円を借り入れたものでございます。

以上の歳入合計三十六億五百七十七万九千七百八十円から、歳出合計三十五億八千八百五十七万三千八百六十二円を差引きました、千七百十三万五千九百十八円を平成二十七年度へ繰り越したものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○ **大藤みつ子議長** 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより認定第一号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **大藤みつ子議長** 異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり認定することに決しました。

次に移ります。日程第四、議員提出議案第一号「守口市門真市消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議員提出議案第一号

守口市門真市消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案

守口市門真市消防組合議会会議規則の一部を改正する規則を、次のように制定する。

平成二十七年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合議会議員 高橋 嘉子

同 阪本 長三

以上

○ **大藤みつ子議長** 提出者を代表して、阪本議員から趣旨弁明を受けることといたします。

○ **十三番 阪本長三議員** 議長

○ **大藤みつ子議長** 阪本議員

○ **十三番 阪本長三議員** 御指名により、議員提出議案第一号「守口市門真市消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案」につきまして、提出者を代表いたしましたして、趣旨弁明を行います。

さて、全国市議会議長会は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、標準会議規則中、会議への欠席に関する規定の一部を改正し、議員の出産に伴う欠席について明記されたところがあります。

本消防組合議会といたしましても、これまでから会議の欠席については、第二条の事故のため出席できないときの欠席の届出の規定に基づき、運用してきたところではありますが、今回、新たに第二項として、「議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」との規定を加え、議員の出産に伴う会議の欠席について定めようとするものであります。

なお、附則でございますが、この規則の施行期日を公布の日からしようとするものであります。

議員各位におかれましては、ここに御提案申し上げます。議員提出議案第一号につきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが提案の趣旨弁明といたし

ます。

○ 大藤みつ子議長 以上で趣旨弁明は終わりました。これより質疑に入ります。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 この趣旨は全く賛成なんですけれども、市議会では、いわゆる議員提出といえ、提出した議員の氏名をずらっと書いてると思われま。この場合の提出の議員の名前を明らかにしていただきたい。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 全議員のうちの十二分の一の議員の提案があればいいということです。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 それは分かっておりますし、この議案も大変良いことだと思いますけれども、門真市議会であれば、議員提出議案であれば、誰かしら提出者の名前も署名文に書いて配付されるんですけれども、消防議会はそうになってないようなんですが、この際ですから議員の名前を明らかにしていただきたいと思えます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 門真市から高橋嘉子議員、守口市の方からは阪本長三議員となっております。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 それは結構でございます。ちょっと要望ですけども、今後の取扱いのときに議員提出議案という場合は、提出議員のお名前も書面に書いていただきたいということを要望しておきます。

○ 大藤みつ子議長 要望として受け賜っております。他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第一号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第五、議案第五号「平成二十七年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」を議題と  
いたします。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明  
を求めます。

- 久野隆博総務課長 議長

- 大藤みつ子議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 それでは、議案第五号「平成二十七年  
度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」につ  
きまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手  
元の付議事件議五―一をお開き願います。

今回、補正をお願いいたしますのは、債務負担行為の設  
定のみで、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。恐れ  
入りますが、付議事件議五―二をお開き願います。

補正の内容でございますが、平成二十四年十月に策定い  
たしました消防整備計画に基づき進めております、葎島、  
千石出張所統合庁舎建設事業につきまして、平成二十九年

度中の開庁に向け、設計業務を発注する必要がありますこ  
とから、記載の期間、限度額で債務負担行為の設定をお願  
いするものでございます。

以上、はなはだ簡単な説明ではございますが、よろしく  
御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。これより質  
疑に入ります。

- 二番 池田治子議員 議長

- 大藤みつ子議長 池田議員

- 二番 池田治子議員 議案第五号につきまして、葎島、千  
石統合庁舎が平成二十九年度中に開庁されるとお伺いし  
ましたが、今後のスケジュール及び建物の概略について  
お聞きいたします。

- 久野隆博総務課長 議長

- 大藤みつ子議長 久野総務課長

- 久野隆博総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。  
今後のスケジュールとしまして、平成二十八年二月に設  
計業務委託を入札、三月に用地を取得し、平成二十九年二  
月に庁舎建設の入札、三月議会におきまして承認賜り契約  
し、平成三十年三月末完成で計画しています。

建物の概略につきましては、用地面積千二百平方メートル

ルで、現守口消防署東部出張所と同規模の防災訓練室などを完備した、防災拠点となる耐震構造で建設しようとするものでございます。

以上です。

○ 二番 池田治子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 池田議員

○ 二番 池田治子議員 門真市の南西部を含めました地域の防災拠点として、より良い庁舎の建設をお願いして要望とします。

○ 大藤みつ子議長 ただいまの池田議員の御意見は御要望として受け賜っておきます。他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第五号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第六、議案第六号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ 中田一人総務課参事 議案第六号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成二十七年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第六号「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議六一一から七を、あわせまして、

参考資料議六一から五を御参照賜りたいと存じます。

本条例は、非常勤の職員の公務上又は通勤による災害に対する補償を定めておりますが、報告第一号で御説明いたしました「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴いまして、同様に所要の改正を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げます。

附則第五条は、年金補償等を支給する場合におきまして、同一の事由で障害年金等も支給される場合は、本条例による年金補償等を減額する規定でございますが、被用者年金制度の一元化により、改めて障害年金等の定義を定めるため、同条の表を改正しようとするものでございます。

最後に、附則でございますが、第一項におきまして、施行期日を公布の日から施行するものとし、平成二十七年十月一日から適用しようとするものでございます。第二項から第四項は、経過措置を規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第六号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ **大藤みつ子議長** 以上で説明は終わりました。これより質

疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ **大藤みつ子議長** 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ **大藤みつ子議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第六号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **大藤みつ子議長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第七、議案第七号「元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして議題を朗読させます。

○ **中田一人総務課参事** 議案第七号

元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条

例を廃止する条例案

元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例を、次のように制定する。

平成二十七年十二月二十五日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹  
以上

○ 大藤みつ子議長 提案理由の説明を求めます。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 それでは、議案第七号「元大阪府都市職員退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例を廃止する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議七一をお開き願います。

守口市におきましては、平成二十七年六月十九日に開催されました市議会におきまして、同条例を廃止する条例を含めた「守口市吏員退隠条例等を廃止する条例案」が提出され、同日可決されました。

本消防組合におきましても、「守口市の条例の規定を準用する。」の規定に基づき、同条例を運用しているところ

ですが、受給対象者が存在しないことから、守口市と同様に廃止しようとするものでございます。

最後に、附則でございしますが、本条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第七号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 大藤みつ子議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第七号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 大藤みつ子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



これより一般質問に入ります。通告のございました池田議員から質問を受けることといたします。

○ 二番 池田治子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 池田議員

○ 二番 池田治子議員 十一月七日、三ツ島二丁目で発生した火災において、付近の方が簡易消火栓を使って初期消火をされ、その消火に効果があったため、門真消防署署長から表彰されたとお伺いしました。この方がよく簡易消火栓の使用方法を知っておられたなど感心をしていたところでもあります。しかし、地域の方々には、簡易消火栓の使用方法も知らない人がたくさんおられるのではないかと思います。また、救急件数も増加していると聞きしています。

このように地域で防災訓練や救急訓練の必要性を感じていますが、消防組合として防災、救急訓練などを実施されていると思いますが、昨年一年間にどれくらい防災、救急訓練を実施されているでしょうか。また、今後、どのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

○ 池田行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池田予防課長

○ 池田行弘予防課長 池田議員の御質問につきまして、平成

二十六年実施しました回数でお答えいたします。

当消防組合が依頼を受けて実施しました消防、防災訓練等でございますが、四百五十回実施しており、七万二千二百七十七名の参加をいただいております。また、救急訓練等につきましても、百四十五回実施しており、二千五百七十三名の参加をいただいております。

今後も、構成両市と連携を図り、機会あるごとに防災、防火意識の向上と応急手当の普及啓発に努めてまいります。以上でございます。

○ 大藤みつ子議長 池田議員に申し上げます。再質問はありませんか。

○ 二番 池田治子議員 はい。

○ 大藤みつ子議長 これをもって池田議員の一般質問を終了いたします。次に通告のございました戸田議員から質問を受けることといたします。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 三項目にわたって、ちょっとみっちり質問します。答弁では必ず、西暦、元号の順でお答えください。

まず件名の一、消防議員に対する決算審査意見書と決算

書の配付を十一月にすべきことについて。

クエッション一、以前の消防議会では私が、決算審査意見書と決算書がきたら速やかに議員に配付すべきことを要求し、そのように改善することが約束されたはずなんですが、それはいつの消防議会でも、どのような質問答弁がなされたのか、詳しく述べてください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 二千十三年、平成二十五年十二月二十

五日の組合議会で戸田議員から一般質問の終わりに、「今年はまだ十二月になってから配付されましたけれども、去年は確か十一月に配付されているわけで、それは二千十一年に私が市のあれと同じような、せめて十二月議会の前の十一月くらいには、配付しておいてほしいと。こういう要望があつて去年はそうされたんですけど、今年はまだ何かの用事で遅れてしまったということ、来年度の方は十一月くらいに議員に配付をしておいてもらうよう、これは強く要望して私の質問を終わります。」との発言がなされ、当時の立住議長が、「最後の件につきましては、要望として受け賜っておきます。」と引き取られました。

その前々年の二千十一年、平成二十三年の戸田議員からの「十一月くらいに配付しておいてほしい。」との要望については、当時の議事録には載っていないことから、議会での質問や要望ではなく、十二月議会の告知や各種書類配付の段階での、個別面談の場での要望や改善回答であつたものと思われます。

そういった経過で、二千十二年、平成二十四年には十一月に決算審査意見書のみ配付いたしました、二千十三年、平成二十五年には不備があり、十二月配付に戻つていました。また、昨年二千十四年、平成二十六年は、十二月頃決算審査意見書のみ配付しました。

今後については、議員の方々にゆっくり確認していただくためにも、少しでも早い告示に努めてまいります。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 クエッションの二です。消防議会の議事録のホームページ掲載は、私が十二年ぶりに消防議員となつた二千十一年の七月議会で要求した結果実現したこと、二千十一年度以降の議事録についてはネットで見られるので、何かあつたときには大変助かります。

さて、今回は、あるいは今回も、十二月議会直前になってから決算の書類が配付されたわけですが、(1)決算書や決算審査意見書の作成時期はいつか。

(2)作成後速やかに議員に配付したくない理由があるのか。  
(3)作成後速やかに配付するとしたら、その時期はいつになるか。

(4)各自の市議会の十二月議会を抱えている消防議員が、決算書に目を通す時間を保障することの意義をどう考えているのか。

(5)早く配付するのかなか、早く配付して欲しくないとかの意見を持つ議員はいるのか。

以上、まとめてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 戸田議員の(1)から(5)までの質問をお答えさせていただきます。

まず、(1)決算書は、出納閉鎖後三箇月以内に調製しており、決算審査意見書は、九月から十月頃に監査委員から提出されるものです。

(2)作成後速やかに配付したくない理由は、全くございません。

(3)決算書や決算審査意見書を、作成後速やかに配付する場合の時期については、十一月には配付できると考えております。

(4)消防議員が、決算書に目を通す時間を保障することについては、市民の安心安全を守るという意味でも、しっかりと決算書を確認していただく必要があると考えております。

(5)早く配付するのかなか、早く配付して欲しくないとかの意見については、どの議員の方からもそのような意見は全く聞いたことはございません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 この項目の最後に、来年度からは十一月の遅くない時期に消防議員に配付することを約束してもらいたいのですけれどもどうですか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 十一月の何日までにとまでは確定できませんが、来年度からは決算書、決算審査意見書を十一月の遅くない時期に議員の皆様へ配付するようにいたします。

ますので、よろしく御理解を願います。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 大変良かったと思います。率直に言  
って、十二月市議会で非常にてんてこ舞いしていて、消  
防の決算は、はっきり言いますけれども、ほとんど調べ  
ていません。私の能力ではそこまで手が回りません。来  
年にはその辺は早く配付されるということで期待してい  
ます。

次の件名にいきます。件名の二、守口市門真市消防組合  
それ自体を紹介するミニパンフ作成や消防議員へ新年度説  
明案内についてです。

クエッションの一、かつては、私は千九百九十九年当選  
のその年に消防議員になり、それからは派遣議員から全部  
しばらく外されてたんですけども、その時に、かつてはで  
すね、消防議員になったら、施設案内や消防ヘリの搭乗な  
どで乗るといようなね、守口市門真市消防組合の内容紹  
介をしていたが、昨今はなくなったようであります。ヘリ  
搭乗は予算とかいろいろあるんでしょうけども、それは無  
理としても、せめて消防本部の施設案内説明会くらいは、  
七月消防議会の前後にするべきと思うがどうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 今後は、車両の資機材を含めた施設案  
内を、毎年度、七月の消防議会臨時会終了後にさせてい  
ただきたいと思います。

消防議員の消防ヘリ搭乗につきましては、諸般の事情に  
より、千九百九十九年、平成十一年頃を最後に実施してお  
りませんが、今後は、消防ヘリを運営しております、大阪  
市消防局と調整させていただきたいと思えます。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 分かりました。その件はよろしくお  
願います。

クエッションの二、よその消防に視察に行きますと、ほ  
とどの所は、その消防自体の案内パンフレットがありま  
す。守口市門真市消防組合も、そろそろ守門消防を紹介す  
るミニパンフ何かを作成すべきと思うがどうか。

自分たちは分かっている、関係者は知っている、地元の  
人たちは知っている、という古い感覚に安住してしまつて、  
守門消防のごく基本的なことも知らない多数の市民の存在

に鈍感になっていて、そういった市民たちに積極的に働きかけて、守門消防を市民と共に盛り立てていこうとする意欲が希薄になっているのではないか。守門消防を紹介するミニパンフ的なものの必要性について、どう考えているのか。なくても良いと考えているのか。あった方が良く考えているのか。

以上、お答えください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 戸田議員の御質問にお答えいたします。もちろんあった方が良く考えております。議員御指摘の関係者は知っている等の古い感覚に安住するとか、多数の市民の認識実態に鈍感になっている、また、市民たちに積極的に働きかけて、守門消防を市民と共に盛り立てていこうとする意欲が、希薄になっているというようなことはないものと自負しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 分かりました。ぜひ前進で進めてい

ただきたい。

クエッション三、さて、そのミニパンフの具体的な作り方として、一、他の消防の参考にして、既に作成している高機能指令室などの紹介物なども大いに活用する。

二、カラーで、写真やイラストなども大いに盛り込んで、分かりやすく親しみやすいものにする。

三、二年程度若しくは施設等に大幅変更があった段階で情報更新するものとして行う。

四、来年七月の消防議会の前までには必ず作成するという段取りで。

五、消防議員、構成市の議員や職員幹部、消防団や自治会、他市からの視察団などに配付できるだけの部数で。

そういった五点で作成するべきと思うがどうでしょうか。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。他市の消防本部のパンフレットを参考にしながら、庁舎整備などを実施後、幅広く市民に受け入れられるパンフレットを、今後検討してまいりたいと考えております。

議員御要望の来年七月議会前までの作成につきましては、率直に申しまして困難であり、現在の千石出張所と葎島出

張所を統合して、門真団地内に千石、葎島統合庁舎が新設される二十八年、平成三十年三月を一つのめどとして、パンフレットが発行できるよう検討をしております。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 二十八年年度でいうと、今が二十五年ですから、来年、再来年、その次になって少しちょっと時間が掛かり過ぎかと思えますが、できるだけ急いで、よその市、広域消防のどこでも備えてるようなものを作っていたきたい。強く要望してクエッションの四に移ります。

現在の守門消防のホームページは、毎年の組合議会議事録や構成議員の氏名などが載っている点では、大変優れています。少なくとも全国の広域消防のホームページで、こういう情報を載せている所は皆無に等しいようです。

ただ、絵柄、図柄でいうと非常に地味で、市民から人気や関心が高い消防車両や訓練等の写真が表紙にないのが残念です。図柄をにぎやかにするくらいの作業は、バイト作業者に三万円も出せば十分に可能なことだし、ボランティアでやってくれる人を見つかることも可能だと思います。

紹介パンフに歩調を合わせる形でもいいですから、ホームページの刷新をすべきと思うがどうか。ホームページの刷新が絶対にできないような、技術的、費用的な理由は存在しないと思えますが、何かあるのでしょうか。

以上、お答えください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当消防組合のホームページにつきましては、議員のお話のとおり、議事録や消防議会の構成を経年的に掲載しており、広域消防の中では数少ない内容となっております。

ホームページの図柄につきましては、他の消防ホームページと比べますと、地味であることは否めない面がございますが、消防組合の限られたマンパワーの中で、一部の消防職員がホームページ作成に当たっているのが実情でございます。また、外部の専門家に委託する等、ホームページの作成方法を急激に変えることは、経費や情報管理等のいくつかの事情があつて困難な部分があります。これらの事情から、ホームページの図柄を変更することは、現在のところは困難であり、考えておりません。

今後は、議員御提言のことも含めて前向きに検討させて

いただきますが、当面は限界がございますので、行事等のイベントなどを更新するよう努力していきたいと思えます。

なお、職員総体として多角的な能力育成をしていく一環として、IT方面の知識や作業技術を有する職員を増やしていく必要性は認識しており、消防ホームページの高度化も、それとの関連の中で進めていけるものと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 質問協議のやりとりの中で聞いてみますと、守門消防の場合は何事について自前主義ということをとっておると、自分たちで全部やっていこうと。そのことは結構なことなんですが、外部の人にちよつと委託するというのはちよつとなかなかないという話であります。でも特救隊の図柄ぐらいは、もう少しにぎやかなものにしていただきたいと要望しまして、件名三に移ります。

最後の件ですね、件名三、消防議会の議事録や音声記録のネット公開についてです。

クエッションの一、(1)守門消防組合議会の議事録が、消防組合ホームページに掲載されるようになった経過及び(2)守口市門真市消防組合議会の音声記録、録音テープが、希望議員にコピー渡しされるようになった経過、さらに、(3)録音テープ渡しの手続き。

以上について、それぞれ詳しく回答してください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 二十一年、平成二十三年七月十二日の組合議会で、戸田議員の一般質問の項目二、市民への説明責任と消防組合ホームページでの議会議事録公表などにおいて、二十六年に開設された消防組合ホームページの組合議会の部分には、「例年議会がいつ開催されているのか、いつ議会が開催されるのか、開催されたのか、議会でどういうことが審議され、何が決まったのかなどの重要事項が全く公表されていない。当局者にちよつと聞いてみた感じでは、ホームページへの議事録掲載は全く考えていないように感じて驚かされた。」「市民への説明責任や積極的情報提供の責任をないがしろにするとの批判は免れない。」という問題意識の下に、「七月臨時議会の分から、議事日程と議事録の文字データだ

けの簡単なものを、九月頃にホームページに公表するのには何の困難もないはずだがどうか。」などの質問が行われたことを受けて、市民への説明責任をしっかりと果たす立場から、二十一年、平成二十三年九月頃に、同年七月の組合議会の議事録のPDFデータをホームページに掲載するようになったものです。

それより以前の議事録までは手が回りかねていますが、それ以降の議事録はホームページにアップし続けており、年度ごとの議事録データを探すこともできるようにしております。

次に、守口市門真市消防組合議会の音声記録、録音テープが希望議員にコピー渡しされるようになった経緯についてお答えします。

二十一年、平成二十三年七月十二日の組合議会の時から、戸田議員が机の上に小型録音機を出して録音をする状態が議会の度に続き、誰も特段、問題にすることもありませんでしたが、二十二年、平成二十四年七月五日の組合議会の後に戸田議員のホームページに議会音声アップされたことが問題となつて、七月十三日に当時の池嶋議長と亀井副議長が、消防組合の当時の児玉次長と総務課益井参事を同行して、戸田議員の自宅事務所を訪問して、議会音

声のホームページからの削除を求めたところ、戸田議員の反発に会つて紛糾したということが起こりました。

この音声記録は、その後も戸田議員ホームページから削除されることなく今に至っています。こういう紛糾を解消するために、二十二年、平成二十四年十二月二十六日の消防組合議会開催前に全員協議会が開催され、議員が個人的に録音することをしないで、議会事務局が責任を持つて議会の開会から閉会までを録音し、その録音テープを希望する議員に配付する。議会事務局はテープの内容に不穏等、不規則な発言がないか精査をし、議長の許可を得た上で事務局が当該議員に渡すなどのことが新たに決定されて、今日まで実行されているものであります。

録音テープ渡しの手続きについては、希望する議員が本会議録音再録請求書により請求し、録音するため、カセットテープを議会事務局に提出することとなっております。そして、議会事務局が議長の許可を得た上で議員持参の録音テープに音声を入れて、申請議員に手渡しております。これまでの場合、議会終了後、直ちにその場で本会議録音再録請求書が提出され、三日から五日程度後に録音テープを申請議員に渡しております。

議員持参の録音テープにつきましては、申請時に提出され



る場合が多いですが、議会事務局作成の音声テープと引替えに空のテープが渡される場合もあります。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 分かりました。今日もその申請書を早速出しております。今度、年内にテープを頂けるのでアップしてはいかがでしょうか。

さてですね、消防組合の情報公開の取組姿勢については、少なくとも改善の要求があればちゃんとやるという姿勢をかねてから持っているものと私は受け止めてきましたが、ちよつと疑問を感じることで発生したので質問します。

私が二十四年二月に門真市共産党四議員を名誉毀損で賠償請求している裁判が続いていて、その中で、二十二年十二月消防議会で、当時の門真市派遣の亀井副議長が、理由不明の一身上の都合で副議長職を辞職した事件の根源となった、二十二年七月消防議会直後に、消防議会の議長、副議長が、私に対してホームページにアップした議会の音声動画を削除せよと求めた事件が取り上げられております。この削除要求について、当時の消防職員がどのような考えで、どのように関わったのか、消防当局の情報公開

姿勢に関わる問題なので、以下の項目で質問いたします。

まず件名三のうちのクエッション二になるんですけれども、二十二年七月消防議会が終わって数日後に問題とされる以前にも、消防職員は、私が自前の録音機で録音して、つまり、ここに机の上にこういうふうに置いてですね、録音機をおいて、そして、自分のホームページに音声動画としてアップしていたことについて、議長、副議長にいちいち報告していたのか。

(2)もし報告していたとするならば、それはどのような立場、観点で報告していたのか。戸田ホームページに会話音声アップするのは良くないことだという立場、観点で報告していたのか。

(3)また、その場合は、その時々々の議長、副議長は、どのような判断をしたのか。私自身は誰からも全く何も言われることはなかったです。

以上、まとめてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 議員が自前の録音機を議場に持ち込んで録音すること自体、二十一年、平成二十三年の七月組合議会の時に、戸田議員が行ったのが初めてのことで

あります。確かに満場の人の眼がある中で、議席の机の上に録音機を置いて録音操作をされていたのであります。二千十二年、平成二十四年七月五日の組合議会の数日後に、議会音声の戸田議員ホームページアップ、形式としましては、ユーチューブへの投稿が一部職員から消防組合に報告されるまでは、二十一年、平成二十三年七月、十二月、二千十二年、平成二十四年三月、七月の都合四回の組合議会において、戸田議員が議席の机の上に録音機を置いて録音していることについて、職員は誰も気にとめず、また、他の議員からの指摘等もありませんでした。したがって、職員が議長、副議長にいちいち報告していたのかとか、もし、報告していたとするならばとか、その場合はとかの質問の前提事実が、そもそも存在しておりませんことを御理解いただきたいと思いません。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 事実関係詳しく述べていただきました。クエッションの三に移ります。

(1)二千十二年七月五日消防議会終了後の七月十日に、私は七月消防議会の議会音声動画をユーチューブに投稿し、

それを自分のホームページの戸田の門真市動画コーナーに組み込んで、掲示板でも紹介していきましたが、これに関して、消防議会の議長、副議長が私に対して、戸田ホームページにアップした議会の音声動画を削除せよと求めた時は、消防職員は、誰が、いつ、どのような立場、観点で、こういう通報、報告をしたのか。

(2)職員の中から、議会音声記録のホームページは問題があるということを担当の池嶋議長、亀井副議長に進言したのか。

(3)そのような進言をしなかったと、職員側がそういうふうな進言はしなかったとすれば、議会音声記録のホームページアップは問題がある。だから、戸田の所に行つて、削除させるようにさせようと判断したのは、当時の池嶋議長が主導したのか、それとも亀井副議長が主導したのか。以上、まとめてお答えください。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 一から三までを一括して答弁させていただきます。

時期につきましては、定かではありませんが、議員の指摘や事実経過に基づいて考えると、二千十二年、平成二十

四年七月十日以降、七月十二日までの間で、消防本部司令課の職員だったように記憶しております。議会内容の録音がユーチューブにアップされているとの事実報告がありました。

これを受けまして、当時、私、総務課長の久野は、守口市門真市消防組合議会規則では、録音機持込みの禁止の規定はされていませんが、当時、守口市議会や門真市議会では録音機持込みが禁止されていることと、消防議会での合意形成がない段階での個人的録音とホームページアップであることを懸念し、当時の池嶋議長、亀井副議長に、私の考えも含めて七月十二日に報告させていただきました。当時の私、久野の認識としては、形式的な不備があるので、一旦削除の申出をしていただき、協議会で決められるのが良いのではないかと考え、議長、副議長に相談したものであります。

戸田議員の自宅事務所を七月十三日に訪問して、音声記録のネット削除を求めることについては、最終的には当時の池嶋議長、亀井副議長の判断でございますが、どちらか一方がというようなことはなかったようにも思いますが、どちらが主導的であったかについては、私としては、今は記憶に残っておりません。

以上です。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 記憶に残っていないというのは仕方ないんで、次のクエッション四に移ります。

二千十二年、平成二十四年七月五日消防議会といえば、消防服入札談合疑惑、行政用語でいうと防火服ということになるんでしようが、これが大問題になって、長時間審議がされた議会であります。私が、議席の机上に録音機を置いて録音し、それをユーチューブやホームページにアップして自分のホームページの掲示板や消防議会特集で公表、紹介するのは、それ自体は二十一年の七月消防議会以降、毎続けたことであり、誰一人、問題とする職員も議員もいませんでした。そして、消防職員の少なからぬ数の職員が、私のホームページで守門消防がどう書かれているか、関心を持って見てきたことは絶対に間違いありません。それなのに、二千十二年七月消防議会の音声記録アップが突如として、何か問題であるかのように職員からの通報があったというのは、非常に不自然なことであります。消防服入札談合事件の存在が、ネットで広がることを嫌悪しての行動ではないかと思えないですがどうでしょうか。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 職員からの報告については、決して何か、意図があつてのものではございません。たまたまユ―チューブで知って、何となく気になるので、一応、総務課に報告したものに過ぎず、ネットに広がることを嫌悪したわけではございません。

○ 五番 戸田久和議員 議長

○ 大藤みつ子議長 戸田議員

○ 五番 戸田久和議員 たまたま、何となくということですが、今となつては調べようがないですね。門真市とかであれば誰が報告して、どういう内容か文書記録を全部出させるところですけれども、消防に対してはそこまではちよつとしませんので次の質問に移りますが、クエツションの五番ですね。

既に過ぎ去つた過去であり、守門消防は、一貫して情報公開を進めていく姿勢を続けているので、あまり根ほり葉ほり非難しようとは思いませんが、情報公開とは何ぞや、積極的情報公開を通じた市民利益の拡充とは何ぞや、というような本質的な問題を、守門消防がしっかり認識しておくために、必要と思いますので、最後に怒りの若干の質問を

します。

(1) 誰かが行なつた行為について、その行為が法律や規則において、何ら禁止されていないにもかかわらず、その行為の取消し作業を行為者に強要する、そういうことは、およそ法治主義の原則に反することで、義務なきことを人に強要するものだと思うがどう考えるか。

(2) 私が行つた消防議会の音声を録音し、ネットに公開するという行為は、誰かに迷惑や被害を与えたか。何か公共の利益を害することがあつたか。具体的に何も反論、指摘できないはずがどうか。

逆に、市民に消防議会の審議内容を公表するという点において、市民への説明責任を積極的に果たす行為であり、市民利益に合致する行為であるはずだが違うか。

せっかくアップされた議会音声を削除してしまうことは、市民に対して消防議会の審議内容を、一部当局者の判断によつて隠してしまう、情報隠ぺいの反市民的行為に当たるはずが違うか。

(3) 門真市や守口市の議会では録音機持込みが規則で禁止されているというが、両市とも議員個人が録音せずとも議会事務局が録音テープを希望議員に配付することをずっと以前からやっているし、門真市ではそのテープ音声を議員

ホームページで公表するということも、これは私ですが、ずっと以前から行っています。

また、両市とも議会の動画記録を市議会ホームページで公表していくことも実行し、若しくは実行確実になっていた段階です。

そういう事情を何ら考えずに、両市議会の規則で禁止していることだから、消防議会の規則に規定がなくても録音機持込みはダメだとか、ホームページアップは削除すべきだとかを考えると自体、余りにバランスを欠いた考えではないか。当時のことですからけれども、こういったことについてまとめて答弁を願います。

○ 久野隆博総務課長 議長

○ 大藤みつ子議長 久野総務課長

（「理解を間違えている」「御意見はあ  
るんですね」「あんたもつとちゃんと調  
べて言えよ」「何を調べるんですか」「こ  
れの件」「今言った話、反論しなさいよ。  
バランス欠いてるんじゃないのどう考え  
たって」と呼ぶ者あり）

○ 十五番 澤井良一議員 議長、暫時休憩

○ 大藤みつ子議長 暫時休憩します。

◇ 十一時五分 休憩

~~~~~

◇ 十一時十一分 再開

○ 大藤みつ子議長 休憩を閉じ再開いたします。

久野総務課長

○ 久野隆博総務課長 確かにこの二十四年当時は、守口市も門真市も公開に向けてネット配信すると、録画配信するというふうを受けて協議を進めていた年でございます。法治主義への原則や消防議会規則の問題点と、議会の審議内容をネット公表することの公益性とのバランスへの配慮などにつきましては、私、今にして思えば、いくつか不十分だと批判されても仕方ない面があったことは否めませんが、当時の消防幹部の考えには、何ら意図的なものではなく、単純素朴にそのように考えてしまっただけでございます。そういうことをまず御理解いただきたく思います。

議員の批判や指摘を受けて、今、捉え返してみると、議長、副議長に報告、進言する際には、消防議会音声ネットワークで公表されている自体は、公益に反するとは言えませんが、削除を要求する法的規則的根拠も薄弱であるが、消防議会規則のある意味での不備が引き起こした事態でもある

ので、消防議会規則をどうするのか、議会音声の公表や録音テープ渡しについてどうするかなどについて、今後、両市全員協議会を開いて審議するべきではないか、また、戸田議員に対しては、職員から通報があつて、若干の困惑が生まれていることを連絡しておくのが良いのではないかと
いうような、今にして思えばこうした方が良かったという
ようなことをいろいろ考えております。

ただ、いずれにしましても、守門消防組合は、議員もよくご存じのとおり、改善意見を積極的に受け入れて情報開示、情報公開について意欲的に取組続けており、議会視察報告をアップしていることも含めて、私どもの知る範囲では先進的に行っていることなども、併せて御理解いただきたく思います。

今後も、議員や市民への説明責任を果たしていくことにつきましても、職員の認識改善も含めて積極的に取り組んでまいりますので、よろしく御理解願います。

○ 大藤みつ子議長 戸田議員に申し上げます。再質問はありませんか。

○ 五番 戸田久和議員 はい。分かりました。

○ 大藤みつ子議長 これをもって戸田議員の一般質問を終了いたします。

次に、通告のございました豊北議員から質問を受けることといたします。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 豊北です。よろしくお願ひします。私から二点、質問をさせていただきます。

まず、消防年報の二十六年版を見させていただきました、火災発生件数は、六年前は百六件あったんですけれども、二十六年度は六十三件と減少しているということが伺えて、それはいいことだなと思うんですけれども、死者数を見ますとね、五名となっておりまして、逆に、この十年間の中では最も多くなっていることがやっぱり気になります。この死亡の原因とか時間帯、亡くなられた年齢など、状況についてお聞かせください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 大藤みつ子議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 豊北議員の御質問にお答えいたします。昨年の火災による死者は、守口市域で三名、門真市域で二名発生しております。年齢別では、三十八歳、五十四歳、七十三歳、七十七歳、九十七歳でございます。

火災の発生時間帯は、午前二時から三時に一件、午前三

時から四時に一件、午前四時から五時に一件、午前九時から十時に一件、午後零時から一時に一件になっており、出火原因別では、タバコが二件、コンロが一件、放火の疑いが一件、不明が一件でございます。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 年齢とかは本当に若い方も高齢の方が多いいという結果になっております。時間帯も午後じやなくて、午前中に集中しているんかなということが伺えます。

消防の方も最善を尽くされてのこういった結果が出てると思うんですけども、今後もうこういった災害にね、被災されて亡くなる方っていうのは、ほんとになくしていかなければならぬと思っておりますし、そのための活動されることと思うんですけども、今後において、どのように取り組んでいきはりようとしてるのか、また、これについてお答えください。

○ 西尾秀昭司令課長 議長

○ 大藤みつ子議長 西尾司令課長

○ 西尾秀昭司令課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

住宅からの出火防止と住宅火災による死者の低減を目的とした住宅防火診断を実施しているほか、消防訓練、防火教室等の場や様々な広報媒体を活用して、出火防止対策の徹底、初期消火の重要性等について、啓発活動を実施しております。また、家庭内での火災の発生をいち早く知らせる住宅用火災警報器の設置推進についても取り組んでおります。

以上です。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 まだまだ、人命救助のためにしっかりと取り組んでいっていただきたいと要望しておきます。ただいま住宅用火災警報器を推進していきたいとおっしゃっていただんですけれども、この住宅火災警報器というのは、平成二十三年、二十一年です義務化されたんですけれども、消防組合管内の設置率について聞かせください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 豊北議員の御質問にお答えいたします。平成二十七年六月一日時点での当消防組合管内における

住宅用火災警報器の設置率は七十一パーセントとなっております。
ります。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 そもそも、火を出さないということが重要なんですけれども、万が一の時に備えて、火災警報器が被害を抑制するためにやはり有効であるということから義務化に至っております。

しかし、今お聞きしましたように設置率は七十一パーセントということですが、約三十パーセントの住宅には設置されていないということですので、なぜ設置が進まないのか、これについて考えてみたら、やはり火災警報器は高いんじゃないかとか、設置は面倒じゃないかとか、こういったことが挙げられると思うんですけれども、私、金額とか調べてみましたらいろいろなんです。千円台から一万円台からいろいろあります。千円台としましたら、そう高額ではないから容易に購入できる金額ではないかなと思います。

こういったことから、本消防組合としてはこの火災警報器の推進に当たって、市民への周知が重要と考えますけれ

ども、今後どのように周知や広報をされていくのかお聞かせください。

○ 池邨行弘予防課長 議長

○ 大藤みつ子議長 池邨予防課長

○ 池邨行弘予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。引き続き、消防訓練や防火教室において、住宅火災の特性などを説明し、住宅用火災警報器の有効性を分かりやすく説明するなどの取組を行っております。

また、両市広報紙、エフエムはなこ等の広報媒体を活用した設置の促進、広報資機材の配布や火災予防運動キャンペーン、住宅防火診断等の機会を有効に活用した広報活動を行っております。

以上でございます。

○ 四番 豊北裕子議員 議長

○ 大藤みつ子議長 豊北議員

○ 四番 豊北裕子議員 今後ともやっぱり、火災を減らしていくためにも有効である住宅火災警報器ですね、しっかりと設置をされていくように、さらに、具体的に皆さんが設置しようかなというような気持ちになるような、広報を進めていただきたいということを要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○ 大藤みつ子議長 これをもって一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 大藤みつ子議長 管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、議員各位には御出席を賜り、終始慎重に御審議の上、御提出いたしました案件を速やかに御決定賜り、誠にありがとうございました。

今後、突発的な案件が生じない限り本定例会をもって納めの議会と相成ります。本年も残すところあと僅かとなりましたが、この一年間、議員各位より賜りました御意見等につきましては、今後の消防行政に反映させていただき、更なる努力を重ねてまいる所存でございます。

これからますます寒さは厳しくなりますが、議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛なされまして、御家族ともども、良き新年をお迎えになられますことを心からお祈り申し上げます。

終わりに、今後ともより一層の御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。ございました。

○ 大藤みつ子議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、滞りなく全日程を終わらせていただき、誠にありがとうございます。ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いいたします次第でございます。

終わりに臨みまして、議員各位はもとより、理事者におかれましては、年の瀬を迎え寒さ厳しき折、なお一層、御自愛を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶といたします。

それでは、これをもって本定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前十一時二十三分開会

~~~~~